



福島医発第2506号(地)

平成23年 3月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局総務課及び監視指導・麻薬対策課から事務連絡が発出されたことに伴い、福岡県保健医療介護部薬務課（監視係）より本会に対しても会員医療機関への周知依頼が参りましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても下記の事項にご留意いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方せん医薬品の取扱いについては、平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知「処方せん医薬品等の取扱いについて」の1（2）②に示したとおり、薬事法第49条第1項の規程における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売又は授与することが可能であること。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



「公印省略」

22薬第3430号
平成23年3月14日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(監 視 係)

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて

別添写しのとおり平成23年3月12日及び14日付で厚生労働省医薬食品局総務課及び監視指導・麻薬対策課から事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。





別添

事務連絡
平成23年3月12日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局総務課

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて
(医療機関及び薬局への周知依頼)

昨日（平成23年3月11日）に発生いたしました、平成23年（2011年）東北地区太平洋沖地震及び関連する津波等による被災地における処方せん医薬品の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地における処方せん医薬品を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知願います。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方せん医薬品の取扱いについては、平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知「処方せん医薬品等の取扱いについて」の1（2）②に示したとおり、薬事法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売又は授与することが可能であること。

(参 考)

○ 薬事法（昭和35年法律第145号）

（処方せん医薬品の販売）

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

○ 「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知）

1. 処方せん医薬品について

（1）原則

処方せん医薬品については、病院、診療所、薬局等へ販売（授与を含む。以下同じ。）する場合を除き、新薬事法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならないものであること。

なお、正当な理由なく、処方せん医薬品を販売した場合については、罰則が設けられているものであること。

（2）正当な理由について

新薬事法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えないものであること。

- ① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合



別添

事務連絡

平成23年3月14日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

平成23年東北地方太平洋沖地震における
処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについて
（医療機関及び薬局への周知依頼）

平成23年3月11日に発生いたしました、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等による被災地における処方箋医薬品の取扱いについては、平成23年3月12日付け厚生労働省医薬食品局総務課発事務連絡により取り扱われているところですが、処方に麻薬処方箋を要する医療用麻薬、及び向精神薬処方箋を要する向精神薬に関する取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地における医薬品を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知願います。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについては、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、麻薬小売業者等が、被災者の患者さんの症状等について医師等へ連絡し当該患者さんに対する施用の指示（麻薬の施用にあつては麻薬施用者からの指示）が確認できる場合には、患者さんに対し、必要な医療用麻薬又は向精神薬を施用のために交付することが、可能であること。

この場合、麻薬小売業者等において、医療用麻薬及び向精神薬を患者さんに提供した記録について、適切に保管・管理すること。

注）医師等に施用の指示を確認する際、患者さんが常用する医療用麻薬及び向精神薬に関する情報（薬剤名、用法・用量等）について、予め患者さんに確認（可能な限り薬袋などにより）するなど、医師等が施用の指示を円滑に行えるよう留意すること。

(参 考)

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）

（譲渡し）

第二十四条 麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。（略）

10 麻薬小売業者は、麻薬処方せん（第二十七条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

（麻薬小売業者の譲渡）

第二十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該処方せんにより調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。

（譲渡し等）

第五十条の十六 向精神薬営業者（向精神薬使用業者を除く。）でなければ、向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

4 向精神薬小売業者は、向精神薬処方せんを所持する者以外の者に向精神薬を譲り渡してはならない。ただし、向精神薬営業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（向精神薬小売業者の譲渡し）

第五十条の十七 向精神薬小売業者は、向精神薬処方せんを所持する者に向精神薬を譲り渡すときは、当該向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬以外の向精神薬を譲り渡してはならない。

○ 「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 30 日付薬食発第 0330016 号厚生労働省医薬食品局通知）

1. 処方せん医薬品について

（1）原則

処方せん医薬品については、病院、診療所、薬局等へ販売（授与を含む。以下同じ。）する場合を除き、新薬事法第 49 条第 1 項の規定に基づき、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならないものであること。

なお、正当な理由なく、処方せん医薬品を販売した場合については、罰則が設けられているものであること。

(2) 正当な理由について

新薬事法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えないものであること。

- ① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合